



美作市内適地への大学キャンパス開設に
関する提案書

令和4年4月
岡山県美作市

学校法人 大阪滋慶学園

理事長 浮舟 邦彦 様

平素より美作市政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

大阪滋慶学園様のご理解ご協力により、美作市スポーツ医療看護専門学校及び滋慶学園高等学校美作キャンパスを美作市に開校されて以来、時代が求める人材育成はもとより、地域活性化にも大きく寄与していただいていることに、改めまして心より感謝申し上げます。

貴校周辺の大原地域におきましては、学生達の姿を見ることで活力が湧いているとの声が聞こえ、明らかに地域活性化が図られています。美作市としましても、大阪滋慶学園様との強い連携の下、共に発展していきたいと考えております。

令和3年7月13日には理事長様宛に要望書を提出させていただき、貴校が新たに認可を受けられました大学（滋慶医療科学大学）について、現在の美作市スポーツ医療看護専門学校周辺の適地にキャンパス開設のご検討をお願いし、先日には、大学設置に向けた前向きなお考えを拝聴させていただいたところであります。

つきましては、大学の設置に係る条件や体制等詳細を検討するための協定（別添協定案参照）の締結に向けて、協議を進めさせて

いただきたく存じます。

こちらからの提案内容といたしましては、1学年150名、計600名規模を想定し、以下のことを検討しております。

1. 大学校舎用地（候補地は別添資料参照）及び校舎建設に係る財政支援
2. 開学目標 令和7年4月
3. 設置学科 ①データサイエンス学科
②経営学科
③通信制学科（看護教員等養成）

美作市といたしましては、隣接する大原病院及び大原公民館や大原保健センターなどと一体となった先進的な教育医療福祉ゾーンとして機能していくことを切望しているところであり、関係各所との協議を含め、出来る限りの協力と支援を惜しまない所存であります。

格段のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和4年4月27日

岡山県美作市長 萩原 誠 司



大学設置候補地

美作市古町 1535-1、1535-7、1535-8、1536-1、1536-5、1536-6、1537-1 (7筆)

- 面積

約 3,077 m ² (932 坪)	宅地及び雑種地	民間会社所有地
1,696 m ² (514 坪)	田 (台帳地目)	個人所有地

(※現在貴校学生が駐車場として使用)

計 4,773 m² (1,446 坪)
- 建ぺい率、容積率の指定 無し 都市計画区域外 (過疎地域)
- 建物 3 棟

鉄骨 2 階建	昭和 62 年築	1 階	約 380 m ² (旧パチンコ店)
		2 階	約 225 m ²
鉄骨平屋	昭和 62 年築		約 10 m ²
鉄骨平屋	平成 3 年築		約 113 m ²



大原駅から 100 m

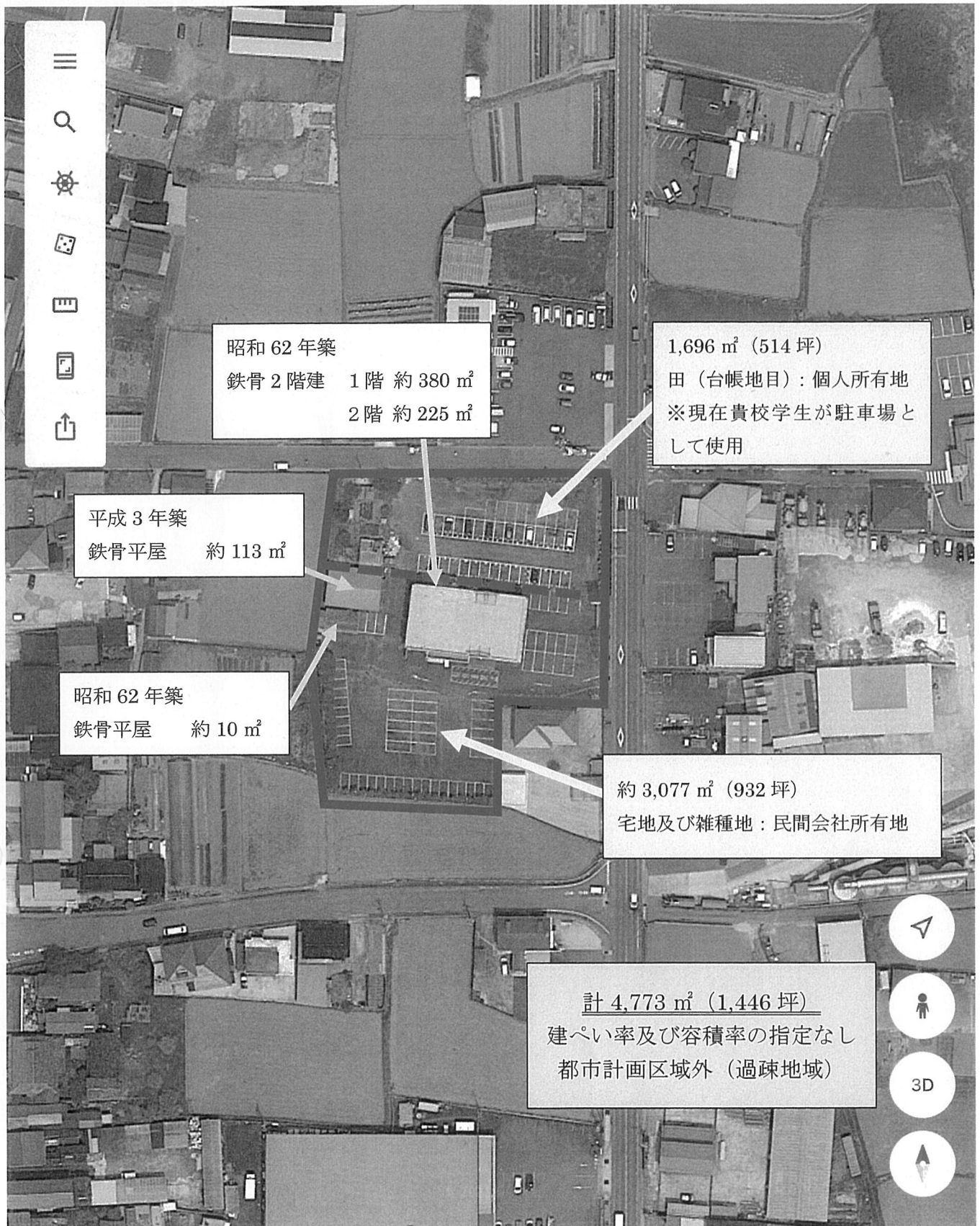
吹田 IC⇄候補地までは、車で中国自動車道～鳥取自動車道を経由して約 1 時間 30 分

大阪駅⇄大原駅までは、智頭急行の特急スーパーはくとで約 1 時間 40 分

岡山駅⇄大原駅までは、JR の特急スーパーいなばで約 1 時間

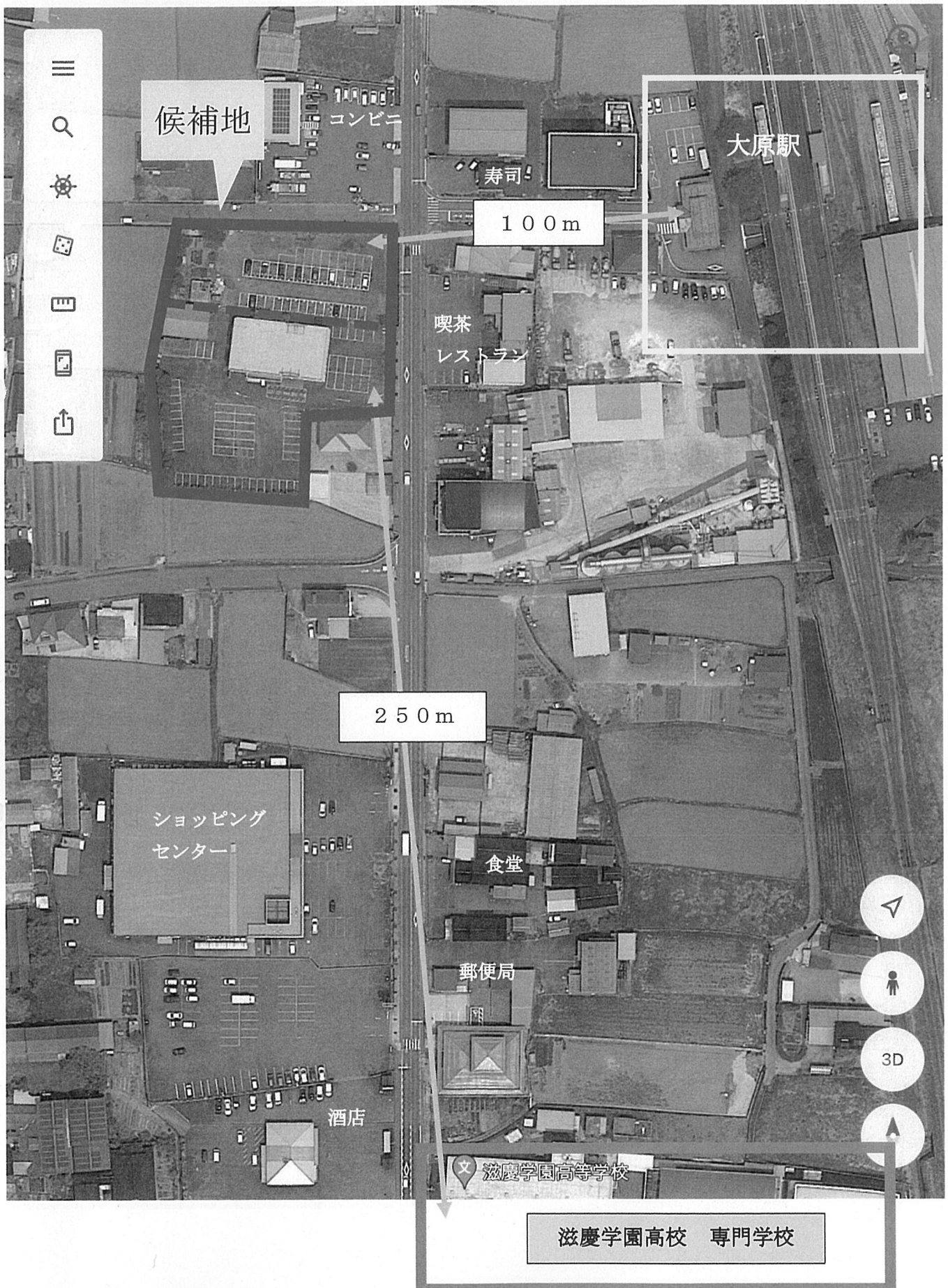
鳥取駅までは、鉄道・車ともに 1 時間弱

○現況



○近隣施設との距離

大原駅まで100m、滋慶学園高校まで250m



(案)

(仮称) 滋慶医療科学大学の設置に関する基本協定書

学校法人大阪滋慶学園（以下「甲」という。）と美作市（以下「乙」という。）とは、美作市内への（仮称）滋慶医療科学大学（以下「大学」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

(大学の設置)

第1条 甲は、豊かな人間性や教養と専門分野の的確な知識及び技能の上に、課題解決力、変化対応力を備えた人材を養成し、地域活性化に寄与することを目的として、美作市内に大学を設置する。

(設置する学科)

第2条 甲は、データ解析や医療に関する高度な専門知識と技術を身につけた人材を養成するため、データサイエンス学科、経営学科及び通信制学科（看護教員等養成）を設置する。ただし、開学に合わせて設置する学科については、甲及び乙で協議し、決定するものとする。

(美作市の支援)

第3条 乙は、大学校舎用地及び校舎建設に係る財政支援を行うなど、甲が行う大学の設置に対して協力し、必要な支援を行うものとする。

(開学時期)

第4条 大学の開学時期は、令和7年4月1日を目標とする。

(相互の協力)

第5条 甲及び乙は、大学の設置が迅速かつ円滑に遂行されるよう相互に協力するものとする。

(事業の充実)

第6条 甲及び乙は、大学の事業を充実させるため、開学後も新たな専門学科の設置について検討するものとする。

(協議)

第7条 この基本協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び立会人が記名押印のうえ、各1通を保有する。

(案)

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪市淀川区宮原一丁目2番8号

学校法人大阪滋慶学園

理事長 浮舟邦彦

乙 岡山県美作市栄町38番地2

美作市

市長 萩原誠司

立会人 岡山県美作市栄町38番地2

美作市議会

議長 鈴木悦子